

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：平成24年2月1日～平成25年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 平成24年4月24日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(2) 平成24年5月17日

沖縄県議会議員選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(3) 平成24年8月14日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(4) 平成24年11月26日

衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(5) 平成24年12月10日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

また、市民への周知については、条例、条例の運用状況及び審査会意見書を市のホームページにおいて公表しております。

2. 各種届出等の状況

利害関係者との禁止行為の例外に関する届出書及び贈与等報告書等の各種届出は期間中においてはありませんでした。

3. 石垣市職員倫理審査会

平成25年2月18日（月）午後2時 ・ 庁議室